

松阪市『タブレット端末活用のルール』について

令和 2年 12月
松阪市教育委員会

タブレット端末は、みなさんの学習に役立つ便利なツールです。みなさんが正しく安全に活用できるように、松阪市『タブレット端末活用のルール』を定めました。

みなさんでこのルールを守り、安心して快適に活用していきましょう。



1 目的

学校から貸し出すタブレット端末（以下、タブレット）は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることに以外に使ってはいけません。

2 活用のルール

① 端末を大切に扱うために

・使用前と使用後には、せっけんで手を洗きましょう。

・画面は、指や専用のタッチペンで触れるようにしましょう。

※画面に鉛筆やペンで書いたり、磁石をくっつけたりしてはいけません。

・操作をしないときは、カバーを閉じて落ちないところに置きましょう。

・運ぶときは、落とさないよう十分に気をつけましょう。

※かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしてはいけません。

また、持って走ったり、地面に置いたりしてはいけません。

・なくしたり、とられたりしないようしっかり管理しましょう。

・壊れないよう、水がかかるところや湿気の多いところ、日光が強く当たるところやストーブの近くに置くことは避けましょう。

・使用後は、充電保管庫で充電しましょう。

② 健康のために

・正しい姿勢をとり、目と画面を離して使いましょう。

・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めましょう。

※端末ごと通信料を記録しています。健康面の確認のため、使用方法について連絡することがあります。

③ 自分や周りの人を守るために

・自分のタブレットを他人に貸しません。

・個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)をインターネット上に掲載しません。

・だれかを傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは書き込みません。

・先生が許可したとき以外は、カメラを使いません。

カメラでだれかを撮影するときは、相手の許可をもらいましょう。

・作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものを保存しましょう。

・インターネットには制限がかけられていますが、もしも、あやしいサイトに入ってしまったときは、先生に知らせましょう。

※WEBフィルタリングによるアクセス制限をかけるとともに、使用状況を記録しています。(閲覧履歴などは消去できません。)

④ 家庭で活用するために

・登下校中は、タブレットをかばんの中に入れておきましょう。

・使う時間は、家の人とよく話し、長時間使わないようにしましょう。

・寝る時刻の30分前には、使うのをやめましょう。

・家庭で保管するときは、家の人が見えるところに置きましょう。

・家に持ち帰ったときは、充電を忘れないようにしましょう。

※持ち帰り学習の開始時期については、原則令和3年4月以降を予定しています。

3 不具合や故障

・学校でタブレット本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせましょう。

・家庭で使用中にタブレットが壊れたり、なくしたりしたときは、家の人に学校に連絡してもらいましょう。

4 使用の制限

・松阪市『タブレット端末活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。